平成２３年（フ）第４１６号
金沢市窪１丁目188番地
債務者　島田　千春
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月２日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４８５号
石川県七尾市和倉町ワ部２番地４
債務者　越田　正弘
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月２日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２１３号
福岡県久留米市諏訪野町1743番地２　シャーミー諏訪野201号、前住所福島県いわき市好間町下好間字向山57番地７
債務者　小野　敬子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３３１号
福岡県久留米市津福本町333番地６
債務者　林　　和子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２８０号
福岡県小郡市小郡452番地61
債務者　竹山　尚泰
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１５３号
宮崎県西諸県郡高原町大字広原3565番地２
債務者　有水　美鶴
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１８８号
盛岡市上堂４丁目４番37号
債務者　菅田　　税
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１０９号
岩手県北上市上江釣子15地割１番地２
債務者　及川　法子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１１０号
岩手県北上市川岸２丁目５番８号　コーポ大館Ｄ－２号、前住所岩手県北上市村崎野15地割534番地95
債務者　菅野　恵里（旧姓亀谷）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１１１号
岩手県花巻市南諏訪町10番地　市営諏訪アパートＤ103号
債務者　伊藤静こと　徐　　静
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第６８５号
宮城県黒川郡富谷町ひより台１丁目36番地３
債務者　菅原　清美
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９６９号
仙台市泉区北中山２丁目18番地の12
債務者　浅野　祐子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１００１号
仙台市宮城野区出花１丁目10番地の20　グランドールエイト103
債務者　佐藤富士雄
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
秋田県大仙市神宮寺字上高野27番地
債務者　相馬　安子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第２６３号
茨城県石岡市片野720番地
債務者　岡野　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２６４号
茨城県土浦市大志戸1617番地２
債務者　宮川ゆかり
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２７９号
茨城県石岡市北府中３丁目７番46号
債務者　金子　美記
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８１号
茨城県つくば市自由ケ丘451番地150
債務者　菅澤　紀子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係